議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年5月、第3回総会を 開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法 律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

10番小林委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。また、3番松本委員から少し遅れるとの連絡がございました。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。 開会時間は午後1時36分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから

行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号5番森委員、6番田端委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 書審議についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長

2番

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現 地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

議席番号2番岡本が調査報告します。現地調査は、5月21日午前9時15分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道西平小川線をときがわ方面に向かい、古寺橋を渡り横田商店から西へ約300m進んだ右側の農地です。今回の申請内容は駐車場への転用です。現在所有している駐車場では狭く、所有している車の内3台は町道に路上駐車しているので隣接している農地を取得して駐車場にするものです。現地調査の結果、現在2筆の農地は、地目は田であるが畑として耕作されている。申請者の住所と申請地の境は塀になっている。許可基準としての用排水を含め、周辺農地にかかる営農条件に影響はないと考えられ、計画面積が駐車場に転

用する面積に十分であり、路上駐車を一刻も早く解消したいという申請者の希望から、今回の転用申請は問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。補足説明がある方はいますか。

(なし)

議長

特にないようですので、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお 願いします。

(質問なし)

議長

ないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長

続いて議案第1号 申請番号2番についてを上程いたします。 事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号2番について説明いたします。 (申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号2番の現 地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

13番

議席番号13番山田が調査報告します。現地調査は、5月23日午前8時30分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。立会人として代理人の日興土地開発社長の田中氏に立ち会ってもらった。申請場所ですが、国道254号線旧道を寄居方面に向かい、JR竹沢駅から約500m進んだところで、右側には津島神社があり、道向いの比企製作所の南側の土地になります。当該農地のすぐ南側が約10aの農地であるが、その南は山林で竹が生い茂っている。太陽光発電による周辺農地にかかる営農条件に影響はないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(6番田端委員举手)

議長

はい、田端委員

6番

議席番号6番田端です。当該土地は農地であるが、譲渡人の住所が 東京であるが、なぜか。

事務局

添付書類で登記の全部事項証明書がつけられている。これによると 譲渡人は平成17年2月9日相続により取得しています。

6番

議席番号6番田端です。分かりました。

議長

他に質問のある方は挙手願います。

(2番岡本委員挙手)

議長

はい、岡本委員

2番

議席番号2番岡本です。当該土地の現況はどうなっていますか。

13番

議席番号13番山田です。山に近い南の土地はきれいになっているが、当該地は以前はかなり荒れていたが、今は少し草が生えている程度に管理されている状態です。

2番

議席番号2番岡本です。分かりました。

議長

推進委員から質問のある方は挙手願います。

(小川地区粟生田委員 挙手)

議長

はい、粟生田委員

小川) 粟生田

小川地区栗生田です。災害などで周囲に被害が及ぶ恐れがあった場合どうするのか。

事務局

申請書の欄に、転用することにとって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要があり、付近の土地等に支障はありませんが、被害が生じた場合は譲受人が責任を持って対処するとなっています。

小川) 粟生田

小川地区栗生田です。分かりました。

議長

他に質問・意見のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号2 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号2番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長

続いて議案第1号 申請番号3番についてを上程いたします。 事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号3番について説明いたします。 (申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、中山間地域等の小集団の生産性の低い農地であるその他第2種農地と判断されます。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号3番の現 地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

3番

議席番号3番松本が調査報告します。現地調査は、5月23日議案第1号申請番号2番の現地調査終了後、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、JR竹沢駅から国道254号線旧道を寄居方面に約1km進み、JR八高線の線路をくぐり、左折し、約300m進んだところの踏切を渡り、さらに約300m進んだところで、現在花を植えている部分も見受けるが、ほとんどが、草は生えているが長くても膝丈くらいで、きちんと管理されている状況です。東側には耕作されている農地があるが、特に支障があるとは思えません。一つ気がかりなのが、近くに地域のグラウンドがあるので、ボールなどの侵入も考えられる点がある。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(事務局 举手)

議長

はい、事務局

事務局

事務局です。補足説明ですが、計画地にはフェンスを施行し、施行高は1.5 mとなっております。ボールの侵入については、被害防除の妥当性は周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められるかどうかになりますのでよろしくお願いします。

議長

他に質問のある方は挙手願います。

(8番根岸委員挙手)

議長

はい、根岸委員

8番

議席番号8番根岸です。1.5 m位ではボールが入った場合、子どもはフェンスを乗り越えてボールを取りに行くと思う。もし、事故でもあった場合、事業者の責任であろうが、地元に戻ると農業委員会として許可したからと言われてしまう。どうしたらよいか。

事務局

地元の懸念もわかるが、この会議はあくまでも転用の要件についての審議になる。地元対策、懸念については事務局から施工業者にお伝えします。

8番

議席番号8番根岸です。分かりました。

議長

他に質問・意見のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号3 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、議案第1号 申請番号3番について、原案のとおり許可相当とし、この案件は30アールを超える農地を農地以外のものにする行為であり、農地法第4条第4項の規定により都道府県機構の意見を聴かなければならないとなっているため、埼玉県農業会議の常設審議委員会へ意見照会を行い県知事に意見を送付いたします。

議長

続いて議案第1号 申請番号4番についてを上程いたします。 事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号4番について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の集団的に存在する良好な営農状況を備えている農地、第1種農地と判断されます。第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、農地法施行令第4条農地転用の不許可の例外の一つである、地域の農業の振興に資する施設(農地法施行規則第33条第4号)住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとあり、本申請の自己用住宅はこれにあたります。調査地区は八和田地区になります。

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号4番の現 地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

11番

議席番号11番千野が調査報告します。現地調査は、5月23日午前9時から、八和田地区農業委員5名と推進委員2名で行いました。申請地の所在ですが、県道熊谷小川線を熊谷方面に向かい、国道254号線との交差も過ぎ、一つ目の信号を左折し、県道本田小川線を北へ約2Kmほど進んだ左側の場所であります。南面傾斜で日当たりがよく、住宅建設には最適な場所に思います。しかし、大雨の場合は土

砂等が流れこむ恐れがあり、隣地強化には擁壁を築くとのことでした。 また、道路を挟み南側が市ノ川第2土地改良区であるため生活排水等 は水利組合には承諾を得ている。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号4 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 申請番号4番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

つづきまして、日程3 議案第2号 新規就農希望者の承認についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。 (申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農業従事者は男1人です。農業経営については、平成24年11月から平成26年7月まで、農地保有適格法人における研修を行っております。その後、公益社団法人埼玉県農林公社で行っている明日の農業担い手塾公社塾で研修を行い、平成28年7月には卒塾の見込みをいただいております。また、国費における新規就農対策青年就農給付金準備型を受給しております。以上、町内における農業経験は、合計で3年8か月であります。八和田地区に65.67aの利用権設定の同意があります。下限面積を超えていることを報告いたします。調査地区は八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号1番の現 地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

12番

議席番号12番横瀬が調査報告します。現地調査は、5月21日午前10時から、新規就農希望者本人立会いのもと八和田地区農業委員5名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、県道熊谷小川線奈良梨交差点を県道菅谷寄居線の寄居方面に向かい、180m程進み、普賢寺方向へ左斜めに進入し、300m程の左側あたりになります。各圃場とも非常によく管理されており、玉ねぎ、枝豆、オクラ、緑肥などが栽培されていた。一部には育苗用ハウス並びに作業小屋が建っておりトラクター、管理機、保冷庫等完備されていた。一つ気になる点が、本来墓地の前の道を利用して圃場の出入りをするのであろうが、

道が狭く曲がりくねっているので軽トラックでも入れない状態であり、圃場西側の民家敷地を通らせていただいている状態であり、関係が良好なうちはよいが、悪くなった場合圃場に出入りできなくなることが懸念される。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(2番 岡本委員 挙手)

議長

2番岡本委員。

2番

議席番号2番岡本です。作物ですが夏にコマツナ、水菜とあるが、 栽培時期が通常と異なっているがあえてなのか。

(7番 田下委員 挙手)

議長

7番田下委員。

7番

議席番号7番田下です。高温期なのでとても作りづらく虫も付きやすいが、品種もいろいろな種類があり虫対策はネットをかけるなど工夫をすれば作れ出荷できる。そして、無農薬コーナーで他の方の作物とかぶらないので売りやすい。

2番

議席番号2番岡本です。分かりました。

議長

他に意見・質問のある方は挙手願います。

(13番 山田委員 挙手)

議長

13番山田委員。

13番

議席番号13番山田です。家族構成、年齢、住所は小川であるが圃 場は全て奈良梨なのか。

事務局

年齢は32歳。家族構成は本人、妻、今年に入り子供が生まれた。 住所と圃場が遠いが圃場の本拠地は奈良梨です。調査報告であった道 に対しての懸念については、今後の課題として、町としても考えてゆ きたい。

13番

議席番号13番山田です。分かりました。

議長

他に意見・質問のある方は挙手願います。

(八和田地区 權田委員 挙手)

議長

八和田地区 權田委員。

八和田) 權田

この場所は、もとは養豚をしていた。その小屋を改修して農機具を

置いたり電気を引いて保冷庫を置いたり調整をしており、住まいと圃場が離れているが、拠点となっている。

議長

他に意見・質問がある方はいますか。

(質問なし)

議長

それでは採決に入ります。議案第2号申請番号1番について、賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号1番は承認されました。 続きまして、議案第2号申請番号2番について上程いたします。 申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号申請番号2番について説明いたします。 (申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農業経験についてですが、高校は農業高校を卒業しています。就職中も昭和56年から奥様の実家の水田を耕作しており退職後の平成25年4月からは32aの水田で稲作経営に従事し、また、農繁期には自身の実家の手伝いもしており、平成27年4月から42aの畑で農作業全般従事している。なお、平成18年からはJA直売所の組合員にもなり出荷をしております。八和田地区に43.01a、大河地区に32.09aの利用権設定の同意があります。下限面積を超えていることを報告いたします。調査地区は八和田地区、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号2番の現 地調査について、はじめに大河地区担当委員より報告をお願いします。

2番

議席番号2番岡本が調査報告します。現地調査は、5月21日午前8時30分より、農業委員4名、推進委員2名で行いました。大河には計4か所の圃場があり、そのうちの3か所が隣接している。こちらの2か所は農道に接していて軽トラックで入って行ける状態である。残りの1か所は農道から直接ではないが、用水の土手からトラクターを入れられる。農業用水も管理している組合がある。少し離れている1か所は野崎医院の南側にあたり、圃場整備された場所になる。地目は全て田である。いずれの土地も昨年まで田として耕作されていた形跡があり、付近の耕作者に聞いたところ、ここ10年以上、当該新規就農予定者が耕作していることが確認できた。よって、大河地区の土地は、農地として問題なく耕作できると判断いたします。

議長

ありがとうございました。それでは、続いて八和田地区担当委員よ

り報告をお願いします。

11番

議席番号11番千野が調査報告します。現地調査は、5月21日午前9時から、農業委員5名、推進委員2名で行いました。県道本田小川線を北へ進み、大松があった近くで、ネギ、ジャガイモ等が作付てあった。少し北に離れた3筆については、約2年前に耕作放棄地となっていたのを解消した土地です。北傾斜ではあるが、日当たりもよく、土壌もまずまずでいろいろな作物を作付できると思う。スイカ、ネギ、ナス、モモ、楮などが作付されていた。本人も農業が大好きであり、直売所の組合員にもなっている。息子さんも休日は農業に従事しているとのことであった。新規就農について、何ら問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号申請番号2 番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号2番は承認されました。 続きまして、日程4 報告第1号について、事務局より説明をお願い いたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、報告案件ですのでご了解ください。 続きまして、日程5 報告第2号について、事務局より説明をお願い いたします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましても、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、報告案件ですのでご了解ください。 続きまして、日程6 報告第3号農地法第5条の許可処分取消申請に ついて、事務局より説明をお願いいたします。 事務局

報告第3号 農地法第5条の許可処分取消申請について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第3号について、報告案件ですのでご了解ください。 以上で日程1から6までの議案はすべて終了しました。続いて、議案外のその他で掲げてあります「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」ですが、今回の総会で制度説明をし、案をまとめ来月議案として提案する予定でしたが、事務局で案を早くまとめていただきましたので、今回の提案といたしたく、小川町農業委員会会議規則第9条に「動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければこれを議案として審議することができない。」となっておりますので、お諮りいたします。「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」をその他議案として取り上げることについて採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、日程7 議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

議長

ありがとうございました。この件につきまして意見・質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号について、 公表してよいか賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は承認されましたので、原案のとお り公表いたします。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第3回小川町農業委員会を閉会します。 閉会時間午後4時20分です。